

瀬戸市情報公開審査会答申第2号（平成14年9月11日答申）

1 審査会の結論

瀬戸市長（以下「実施機関」という。）が行った「〇〇町〇丁目地内における(有)〇〇〇の土地利用調整条例上の書類」の一部開示決定については、妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第3条に基づき、異議申立人が平成14年5月28日付けで行った「〇〇町〇丁目地内における(有)〇〇〇の土地利用調整条例上の書類」の開示請求に対し、平成14年6月5日付け14瀬都計第39号により瀬戸市長が行った一部開示決定処分及び同年6月20日付け14瀬都計第39号により瀬戸市長が行った一部開示決定処分について、不服があるとするものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

開示された公文書には、「市街化調整区域解除の為の調査書類」、「市街化調整区域解除の理由書」、「愛知県知事の建築許可」、「周知状況報告書」が付いていないので、これらの開示を求めたものである。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人が開示を求める文書は、存在しない。

(2) 対象公文書の特定及び開示の実施は、次のとおり行った。

本件開示請求に係る対象公文書として「土地利用調整条例に基づく(有)〇〇〇の開発行為等協議申請書」、「周知状況報告書」、「計画概要資料」、「周知範囲決定通知書」、「協議結果通知書」、「受理書」、「着手届」、「経過等の概要」、「土地利用計画における位置付け」、「研究会における各課意見」、「土地利用調整会議議事録」、「商業登記簿写し」を特定したものである。

市街化調整区域において開発行為等をしようとする者は、瀬戸市土地利用調整条例により、市長との事前協議及び地域住民への周知をすることとなっており、本件請求に係る開発行為においては、同条例及び瀬戸市土地利用調整条例施行規則の規定により開発行為等協議申請書及び添付資料（事業実施工程表、事業区域位置図、土地利用現況図、現況写真、土地利用計画平面図及び公図の写し）、周知状況報告書、受理書並びに着手届が提出されている。

また、周知範囲を事前に決定するため計画概要資料を提出させている。実施機関においては、周知範囲決定通知書、協議結果通知書、経過等の概要、土地利用計画における位置付け等、土地利用研究会における各課の意見等、土地利用調整会議議事録を作成し、商業登記簿の写しを取得している。

これら全ての公文書を対象公文書であると特定し、「氏名、住所、電話番号」を個人に関する情報と認め、条例第4条の規定により、この部分を不開示とし、一部開示したものである。

4 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり審査を行った。

- (1) 平成14年6月21日 実施機関から諮問書を收受
- (2) 同年7月2日 実施機関から理由説明書を收受
- (3) 同月26日 異議申立人から意見書を收受
- (4) 同年8月16日 審査
- (5) 同年9月4日 審査

5 審査会の判断の理由

- (1) 「〇〇町〇丁目地内における(有)〇〇〇の土地利用調整条例上の書類」について、「氏名、住所、電話番号」の部分は、条例第4条第2号に規定する不開示事項（個人に関する情報）に該当する。
- (2) 異議申立人は、公文書の特定に不十分な点があるとし、特定した文書以外の文書の存在を主張し、開示を求めていると認められるため、当審査会としては、異議申立人が存在を主張する文書について次のとおり判断する。
ア 市街化調整区域解除の為の調査書類、解除の理由書及び愛知県知事の

建築許可について

実施機関（都市計画課）（以下「諮問庁」という。）の説明は、おおむね次のとおりである。

本件対象公文書にある開発行為（以下「本件開発行為」という。）の開発区域は、現在においても市街化調整区域であり、市街化調整区域の解除（市街化区域への編入）は行っていないため、解除（編入）のための調査書類は存在しない。

仮に異議申立人の意見が市街化調整区域内における都市計画法上での開発許可の基準又は要件について意図するものであるとすると、所管課が建築課となる。

関係課である建築課の説明は、おおむね次のとおりである。

都市計画法第33条は開発許可の技術基準についての規定であり、第34条は市街化調整区域での許可基準についての規定であり、第37条は開発が終了するまでは建築物は建築できないという建築制限についての規定である。

本件開発行為は、社会福祉施設を建築するため行われたものであり、都市計画法第29条第1項第3号の規定により、同法の適用除外となるものである。

よって、同法第33条、第34条及び第37条の規定についても適用されない。

上記諮問庁及び関係課の説明は、関係法令の定めるところに従ったものであると認められ、その結果、「市街化調整区域解除の為の調査書類」、「解除の理由書」及び「愛知県知事の建築許可」を保有していないという諮問庁の説明に不自然な点はない。

イ 周知状況報告書の確認書

諮問庁の説明は、おおむね次のとおりである。

瀬戸市土地利用調整条例での手続きでは、市長との事前協議及び住民への周知を行うこととなっている。住民への周知については、事業者が〇〇町〇丁目町内会長と相談のうえ、回覧板による意見聴取が決まり、平成13年8月に行われた。

その後、事業者から周知等状況報告書が提出され、意見はなしとの報告を受け、〇〇町〇丁目町内会長及び〇〇〇町自治会長へ確認し、報告内容に相違なしとの回答を得ている。

条例の運用では、事業者から提出された周知状況報告書の内容確認は、周知範囲に指定した代表者に確認することとしており、確認方法は、口頭確認でよく、文書である必要はない。

上記諮問庁の説明は、関係法令の定めるところに従ったものであると認められ、その結果、「周知状況報告書の確認書」を保有していないという諮問庁の説明に不自然な点はない。

(3) 以上のことから、開示を実施した文書以外の文書については存在しないと認められるので、上記1記載の審査会の結論のとおり判断した。

(4) 当審査会での審査の結果は、上記1記載の審査会の結論のとおりである。

しかしながら、開示請求に基づき公文書を特定する際に判断を誤り、異議申立て後に追加で開示したことについては開示実施の対応が不適切であったといえる。情報公開条例の目的である説明責任が果たされるためには、公文書の特定が争いになることは防がねばならないことであり、開示請求時に該当すると思われる文書の名称、関連資料についてできる限り具体的な情報を提供し、請求者の意思をよく確認して文書の特定を適切に行うよう努められたい。